

第10回中国国際中小企業博覧会

日本パビリオン出展募集のご案内

2013年6月

JETRO 広州事務所

第10回中国国際中小企業博覧会の開催にあたり、JETROが取りまとめる「日本パビリオン」の出展者を募集します。

主催者の中小企業博覧会事務局より、**国際館の中の標準ブースがJETROに無料で提供されることとなり**、幅広い分野の日本企業の皆様にご利用頂き、日本パビリオンとして出展したく、ご案内申し上げます。

本展示会の来場者は一般消費者が多いため、日用品や家電など**消費者向け最終製品**メーカや、販売会社が多数出展しています。この機会に是非ご出展をご検討下さい。

1. 博覧会概要：

- (1) 名称：第10回中国国際中小企業博覧会
- (2) 会期：9月25日(水)～28日(土) 9:00～17:00 (最終日は12:00閉館)
- (3) 会場：中国進出口商品交易会展館A区(琶洲)
- (4) 規模：10万㎡、5000ブース
- (5) 主催：
工業・信息化部、国家発展改革委員会、財政部、商務部、広東省人民政府など
- (6) 前回実績：中国国内2,000社・団体、海外34の国・地域より400社・団体
- (7) 公式サイト：<http://www.cismef.com.cn/>

2. 日本パビリオン概要：

- (1) 場所：国際館
- (2) 出展費用
 - ブース料金は無料 (1社9㎡ (3m×3m))
 - 標準ブース基本装備 (商談テーブル1個、椅子2個、社名バナー(中・英)、スポットライト2個、200V.300W電源1個など)は主催者が無料で提供致します。
 - 広報及び商談に係る通訳などについては、各社にてご準備をお願い致します。
 - 展示物の通関、輸送費用、渡航滞在費等はすべて出展者のご負担となります。

す。

(3) 日本パビリオン募集小間数(予定)

●22 ブース

(4) 出展者の審査

展示の可否にあたっては以下の点を考慮し、ジェトロが決定致します。また、申し込みが多い場合は申込先着順とさせていただきます。

●日本の技術・製品等で中国での市場開拓を目的としている日本企業であること。

●出展物の商品説明のために自社スタッフが会期中常駐すること。

<注> ①以上の点を判断するため、JETRO よりお申込企業に対し、参加目的やPRしたい技術・製品等や社内体制などについて質問させていただきます。

②申し込み数が定数を上回る場合は、申込締切日前でも申込受付を締切りますのでご了承ください。また、製品等展示物の内容が不相当とジェトロが判断する場合は本博覧会のご参加をお断り致します。

(5) 締め切り：**2013年7月31日（水）**

出展をご希望の企業様は、申込書（別紙1）をご記入の上、JETRO 広州事務所までFAXにてお申込ください。

申込先・お問合せ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）広州事務所

TEL：020-8752-0060、FAX：020-8752-0177

Email:PCG@jetro.go.jp

担当：大島（内線121）、蘇（内線150）

第 10 回中国国際中小企業博覧会 JETRO パビリオン参加規定

1. 主催者免責事項

- (1) 主催者又はその従業員の怠慢又は不法行為によって招いた死亡又は個人傷害を除き、参加者、その代理人、代表者、請負業者又は従業員、或いは参加者の展示品やその関係者の財産などの損害・傷害・その他損失については、主催者、その代理人、代表者、請負業者又は従業員は一切の責任を負いません。
- (2) 主催者は、会期中に行われる出展の内容又はその成果について何らの保証をするものではありません。
- (3) 参加者が本参加規定及び法律に違反した場合、主催者、その従業員又は代理人が受ける全ての損失又は損害について責任をもって賠償していただきます。また、参加者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

2. 参加権利の喪失

- (1) 下記の事項が一つでも発生した場合、主催者は事前に通知することなく参加者の参加権利を喪失させ、即時に展示場所を閉鎖する権利を有します。
 - ①参加者又はその代表者、代理人、請負業者、従業員が本規定に違反した場合。
 - ②第三者から差押・仮差押・仮処分を受け、若しくは競売の申立又は破産宣告の申立を受けるなど、支払不能が明らかになったとき。
 - ③参加者の行為が博覧会の性質と目的に一致しない場合又は博覧会で他の参加者および第三者の権利を侵害すると主催者が判断した場合。
 - ④参加者が博覧会の性質と目的に一致しないような商品を広報し、又はこれを販売した場合。
 - ⑤参加者の博覧会来場者に対する差別的な取扱が発見された場合。
- (2) 博覧会の始業時刻の 1 時間前までに、参加者が通知なしに広報スペースを利用していない場合は、参加者が参加申込みを取り消したものと見なし、主催者が同スペースを利用する権利を有します。
- (3) 上記 2 (1) に基づき参加者の参加権利が喪失する場合、参加者はこの喪失に関して発生した如何なる損失又は損害の賠償についても主催者に要求しないものとします。
- (4) 参加者は会期期間中に担当者を常駐させなければならない、博覧会終了前にブースを撤収することはできません。

3. 博覧会および JETRO パビリオンの取消

- (1) 主催者は、自らコントロールできない状況による博覧会の取消、その性質の変更、規模の縮小、博覧会の期間短縮又は延長する権利を留保します。この場合、主催者は参加者に対し如何なる責任も負いません。博覧会の開催が不可能又は実行すべきでないとして主催者が任意に判断する理由は、水害、台風、地震、火災、爆発、放射能汚染、伝染病、旅行制限、戦争、テロ行為、通商禁止、内乱、サボタージュ、ストライキ、訴訟又は政府規則などが含まれますが、それらに限られません。また、JETRO パビリオンは、日本独自の危機管理体制を理由に、博覧会主催者と異なる中止の判断を行う場合もあります。本条項に基づき博覧会の取消、変更、縮小、短縮又は延長がなされたことに関して、参加者はその支払った金額の返済又は損失・損害について主催者又はその代理人・代表者に対し如何なる賠償も求めないものとします。
- (2) 主催者は、参加者への通知なしにいつでも博覧会の計画・用地又は場所を変更する権利を留保します。

主催者は、その任意判断で適当な手当を行うことが可能ですが、参加者に対しそれ以上の賠償責任がありません。

4. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について一切の責任を負いません。

5. 規定の追加

- (1) 参加者は博覧会会場の規則を遵守しなければならず、本規定は同規則に編入されているものと見なされます。万が一、本規定と博覧会会場規則との間に矛盾がある場合は、博覧会会場の規則が優先します。
- (2) 主催者は、博覧会の円滑な運営のため、必要に応じて本規定を解釈、変更又は訂正する権利、及び条項を追加する権利を留保します。主催者による本規定及び追加条項に対する解釈が最終的なものとなります。

以上